

六栄小学校いじめ防止基本方針



平成26年3月
長洲町立六栄小学校

目 次

はじめに	1
1 いじめの防止の基本方針	
(1) 基本理念	1
(2) いじめの定義	1～2
(3) いじめの禁止	2
(4) 学校及び職員の責務	2
(5) いじめの基本認識	2
2 いじめ防止対策組織	
(1) いじめ防止対策のための組織「いじめ防止対策委員会」の設置	2
3 いじめの未然防止	
(1) 学校におけるいじめ防止	3
(2) インターネットを通じて行われるいじめの対策	3
4 いじめの早期発見	
(1) いじめの早期発見・早期対応	3～4
5 いじめの相談・通報窓口	
(1) 学校におけるいじめの相談・通報窓口	4
(2) 学校以外のおいじめ相談・通報窓口	4
6 いじめを認知した場合の対応	
(1) 発見から組織的対応の展開	4～6
(2) 保護者との連携	6
(3) 関係機関との連携	6
7 情報提供	6
8 重大事態への対応	
(1) 重大事態についての基準	6
(2) 重大事態発生時の連絡体制	7
(3) 重大事態発生時の初動	7
9 公表・点検・評価	7
10 いじめ防止等年間計画	8
資料1 いじめのサイン発見チェックリスト（学級担任等）	9
2 いじめ早期発見のためのチェックリスト	10
3 子どものサイン発見チェックリスト（家庭用）	11
4 長洲町「心のきずなを深める」アンケート	12
5 けやきっ子アンケート（低・中・高）	13～15
6 【別表】いじめの未然防止、早期発見、早期対応に関する取組	16～17

はじめに

いじめは、理由のいかんを問わず決して許されるものではなく、学校教育のみならず教育に関わるすべての者が手立てを講じて未然に防止すべきものである。その際、いじめはどの学校においても、どの子どもにも起こりうること、状況によっては生命にも関わる重大な事態を起こしうることを十分に認識しておく必要がある。

本校においては、これまでもいじめを許さない学校・学級づくりと併せて、いじめを把握した場合には、いじめられている児童を「必ず守り通す」という姿勢でその解消に向けて取り組んできた。

しかしながら、本校においても毎年何件ものいじめが認知されてきた。その際、担任をはじめ学年、場合によっては学校全体で対応をしてきたおかげで幸い深刻な事態に至ったものはない。

いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的課題である。いじめの問題に社会総がかりで対峙するため、基本的な理念や体制を整備することが必要であり、平成25年6月「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）が成立し、同年9月に施行された。

また、熊本県は、法第12条の規定に基づき、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定。以下「国の基本方針」という。）を踏まえ、平成25年12月26日に「熊本県いじめ防止基本方針」（以下「県の基本方針」という。）を策定した。

この「六栄小学校いじめ防止基本方針」は、法で義務づけられた学校におけるいじめ防止の基本方針であり、学校が長洲町、家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

1 いじめ防止の基本方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの防止のため次の3点を基本理念として対策を講じます。

- ① いじめは、人として決して許されない行為です。しかしながら、どの児童にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むこと。
- ② いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要があります。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践すること。
- ③ いじめられている児童の立場に立ち、その児童の心の痛みをしっかりと親身になって受け止め、最後まで守り抜くという姿勢を貫き、いじめ問題を解決すること。

いじめ防止対策推進法の遵守といじめ問題への対応にあたり、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす決して許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるように丁寧な説明を行うとともに、児童、保護者、地域に対して隠蔽や虚偽の説明は行いません。

(2) いじめの定義

【「いじめ」とは】

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

具体的ないじめの様態は、以下のようなものが想定される。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことと言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンやスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

(3) いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはなりません。

(4) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めます。

(5) いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要です。いじめには様々な特質がありますが、以下の①～⑦は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識です。

- ① いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめ防止対策組織

(1) いじめ防止対策のための組織「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめの防止を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置します。

【いじめ防止対策委員会】

<構成員>

校長、教頭、生徒指導主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、人権教育主任、担任 等

※ 協議や対応する内容に応じて組織の構成員は柔軟に定めます。

<活動>

- ① いじめの早期発見に関すること。(アンケート調査、教育相談等)
- ② いじめ防止に関すること。
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。

<開催>

月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とします。

3 いじめの未然防止

(1) 学校におけるいじめの防止

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組みます。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努めます。

道徳の時間には、命の大切さについての指導を行います。また、「いじめは絶対に許されないことである。」という認識を児童がもてるように、教育活動全体を通して指導します。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」としていじめに加担していることを周知させます。

- ① 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」を展開し、自己有用感を高めます。
- ② 道徳教育、「『命を大切に作る心』を育む指導プログラム」、「心のきずなを深める月間」、望ましい集団生活や体験活動、人権学習、相談活動等を計画的に指導することで豊かな人間関係づくりをします。
- ③ すべての児童が心の居場所となる魅力ある学校となるように「子どもの居場所づくり推進テーブル」の充実に努めます。
視点1 児童同士のつながり
視点2 教職員と児童のつながり
視点3 組織体としての教職員同士のつながり
視点4 学校と家庭、地域・関係機関とのつながり
- ④ 児童会活動や係活動による児童の自発的な活動を支援します。
児童会による「六栄小いじめ根絶宣言(仮称)」の作成と徹底
- ⑤ 部活動等における過度の競争意識、勝利至上主義は、体罰に繋がったり、児童のストレスの蓄積を招いたりするとともに、教職員の不適切な発言や体罰がいじめを助長することを認識させます。
- ⑥ 学校全体で暴力や暴言を排除します。
- ⑦ いじめ防止対策推進法やいじめ防止の取組について、児童・保護者に啓発します。

(2) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、啓発活動や情報モラル研修会等を行います。

- 校内への携帯電話やスマートホンの持ち込みや使用は禁止する。
- 児童の携帯電話やスマートホン、PC等の利用については、保護者の責任と監督下で行われるように協力を呼びかける。
- 掲示板やラインへの書き込み等については、PTA懇談会で啓発を行う。
- 事実発生時は迅速、正確に事実を確認し、保護者へ事実を伝え、児童や保護者への支援や指導を行うとともに、事案の推移を継続的に注視し、再発防止について止める。

4 いじめの早期発見

(1) いじめの早期発見・早期対応

日頃から児童が発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めます。また、定期的にいじめアンケート調査を実施するとともに、個人面談等を通して、児童の悩みや保護者の不安を積極的に受け止めます。

- ① **いじめ調査等**
「いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得る」との認識のもと、いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施します。
※ 記名調査とする場合は、実施方法について留意事項を示します。

- 1) 児童対象いじめアンケート調査 年7回(4・6・7・9・11・12・2月)
- 2) 保護者対象いじめアンケート調査 年1回(11月)
- 3) 教育相談を通じた学級担任による児童からの聞き取り調査
年2回(6月・11月)

② いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行います。

- ・ いじめ相談窓口の設置

③ いじめの早期発見

- 1) 昼休み等授業時間以外の児童の人間関係を定期的に観察します。
- 2) いじめがあった場合の児童の変化の特徴を保護者に示し、速やかに学校に相談する等の啓発活動を行います。

④ いじめ防止に係る資質の向上

いじめ防止のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止に関する職員の資質向上を図ります。

5 いじめの相談・通報窓口

いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行います。

(1) 学校におけるいじめの相談・通報窓口

- ① 教頭 中島 恒士、養護教諭 元田久美子、教務主任 大崎 一馬
特別支援コーディネーター 西山 五月
電話 78-0705 E-mail: rokueishou@siren.ocn.ne.jp

(2) 学校以外でのいじめの相談・通報窓口

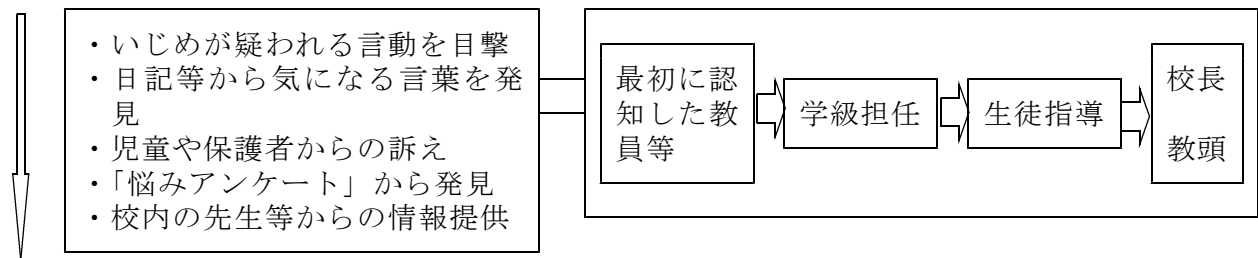
- ① 教育委員会学校教育課
電話 78-3274 児童生徒自立支援員(桑原 阿礼 氏)
- ② 玉名地域振興局 保健福祉環境部 総務福祉課
子ども相談員 庄山 隆雄 氏 TEL 0968-74-2119
- ③ 熊本県いじめ相談電話 子ども専用 TEL 0570-078310
月～金 17:15～ 翌日 8:30 休日 24時間
- ④ 熊本県立教育センター教育相談室 TEL 0968-44-6655
すこやかダイヤル TEL 0968-44-7445
月～金 9:00～17:00
- ④ 熊本いのちの電話 年中無休 096-353-4343
毎月10日 8:00～翌日 8:00 0120-738-556
- ⑤ 熊本こころの電話 年中無休 10:00～22:00 096-285-6688
(熊本県精神保健福祉協会)

6 いじめを認知した場合の対応

いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行います。

(1) 発見から組織的対応の展開

1. いじめの情報のキャッチ = 【いじめ防止対策委員会の立ち上げ】



2. 対応チームの編成

校長、教頭、生徒指導主任、担任、当該学年教員、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、人権教育主任、部活動顧問等事案に応じて編成します。

3. 対応方針の決定・役割分担

- (1) 情報の整理
- (2) 対応方針
 - ・緊急度の確認、「自殺」「暴行」等の危険度を確認
- (3) 役割分担
 - ・被害者、加害者、周辺児童からの事情聴取と支援・指導担当
 - ・保護者への対応担当・関係機関への対応担当

4. 事実の究明と支援・指導

- ・いじめの状況、いじめのきっかけの聴取
- ・事実に基づく聴取は、被害者→周囲にいる者→加害者の順に行います。
- ・複数の教員で確認しながら聴取を進め、情報提供者についての秘密を厳守します。
- ・いじめ加害者が被害者や通報者に圧力をかけることを防ぎます。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講じます。

5. 全職員への報告

- ・情報と認識の共有化
- 全職員への取組方向の共有化

6. いじめの被害者、加害者、周囲の児童への指導

(1) いじめ被害者への対応

※ 心のケア（SSW、SCの活用）や安心して学校に通学できるようにするための対応

- いかなる理由があっても、徹底していじめられた児童の味方になります。
- 担任を中心に、児童が話しやすい教師が対応します。
- 学校はいじめている側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝えます。
- 児童のよさや優れているところを認め、励まします。
- いじめている側の児童との今後の関係などを具体的に指導します。
- 日記・ノートの交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努めます。
- 自己肯定感を回復できるよう友人との関係づくりや活躍の場等の支援を行います。

(2) いじめ加害者への指導・対応<複数職員での対応・記録の保存>

※被害者が恐れている場合も想定して

- いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導します。
- 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを反省させます。
- 対応する教師は中立の立場で事実確認を行います。
- 被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせます。
- いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等を許しません。
- 日記・ノートや面談等を通して、教師との交流を続けながら成長を確認していきます。
- 授業や学級活動等を通してよさを認めプラスの行動に向かわせていきます。

◎出席停止制度の児童・保護者への周知

出席停止制度についてその活用を図るため、制度活用の問題点や出席停止期間中の児童に対する学習支援の在り方について学校としての考え方を統一し、共通理解を図ります。

(3) 観衆、傍観者への指導・対応

- いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応し、いじめの問題に、教師が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示します。
- いじめの事実を告げることは、告げ口やチクリなどというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝えます。
- 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせます。
- 被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせます。
- これからどのように行動したらよいのかを考えさせます。
- いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせます。
- いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深めます。

(2) 保護者との連携

① いじめ被害者の保護者との連携

- ・ 事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い学校で把握した事実を正確に伝えます。
- ・ 学校として徹底して子どもを守り支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示します。
- ・ 対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの子どもの様子等について情報提供を受けます。

② いじめ加害者の保護者との連携

- ・ 事情聴取後、子どもを送り届けながら家庭を訪問し、事実を経過とともに伝え、その場で子どもに事実の確認をするとともに、相手の子どもの状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらいます。
- ・ 指導の経過と子どもの変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求めます。
- ・ 学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝えます。

(3) 関係機関との連携

○ 警察への通報など関係機関との連携

- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び荒尾警察署等と連携して対処します。

(4) 解決・報告・継続観察

- 総合的な取組体制の強化
 - ・ 日常の取組の見直し・改善

7 情報提供

いじめの調査結果について被害児童、保護者への適切な情報提供を行います。

8 重大事態への対処

(1) 重大事態についての基準

【重大事態とは】

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき：児童が自殺を企図した場合等
 - ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき：一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手
- ※ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき：重大事態が発生したものと報告・調査等にあたる。

(2) 重大事態発生時の連絡体制

- ① 発見者⇒・担任⇒・生徒指導主任⇒・教頭⇒・校長
 - ② 校長⇒・教育委員会学校教育課
- ※ 緊急時には、臨機応変に対応する。
※ 教育委員会への一報後、改めて文書で報告する。
※ 必要に応じて警察等関係機関にためらわずに通報する。

(3) 重大事態発生時の初動

- ① いじめ防止対策委員会の招集
- ※ 必要に応じて
町教委学校教育課担当者、児童生徒自立支援員、SSW、SC、学校評議員
PTA会長 等も
- ② 教育委員会学校教育課への報告と連携
 - ③ 調査方法：＜事実の究明＞
 - ・ いじめの状況、いじめのきっかけの聴取
 - ・ 事実に基づく聴取：被害者→周囲にいる者→加害者の順
 - ④ 警察への通報など関係機関との連携

9 公表・点検・評価

- ① ホームページで学校いじめ防止基本方針を公表します。
- ② 年度ごとにいじめに関しての統計や分析を行い、これに基づいた対応を行います。
- ③ 年度ごとにいじめ問題への取組を保護者、児童、職員で評価します。
- ④ いじめに関する点検・評価に基づき、学校いじめ防止基本方針を見直します。

